旭川市立東鷹栖中学校

学校いじめ防止基本方針

平成２６年４月
（令和２年４月改定）

【目　次】

はじめに
Ⅰ いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項　…　1
　1　いじめの定義
　2　いじめの防止等に関する基本的な考え方

Ⅱ　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項　…　3
　1　学校いじめ防止基本方針の策定
　2　いじめ防止等の対策のための組織の設置
　3　いじめの防止等に関する措置　…　5
　4　本校が実施するいじめの防止等の取組　…　8
　　・早期発見・事案対処マニュアル　…　9
　　・いじめ発見・見守りチェックシート　…　10
　　・主な相談窓口　…　11

Ⅲ　その他の留意事項　…　12
　1　学校評価
　2　校内研修の充実
　3　校務の効率化
　4　地域や家庭との連携

Ⅳ　重大事態への対処　…　13
　1　重大事態とは
　2　学校における重大事態の対処
　3　重大事態対応フロー図

Ⅴ　学校いじめ防止プログラム　…　14

【別紙資料】
　＜別紙＞　いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

はじめに

いじめは，いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では，これまでも，いじめは決して許されない行為であるとの認識の下，いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き，いじめをしている生徒にはその行為を許さず，毅然と指導するとともに，どの生徒にも，どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上，その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は，人間関係のもつれ等に起因しているため，生徒や教職員，保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え，家庭や地域と連携し，学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため，本校においては，「いじめ防止対策推進法」に基づき，「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に，いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに，学校いじめ対策組織を設置し，いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

Ⅰ　いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では，いじめを次のように定義しています。

> 第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> ２　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
>
> ３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。
>
> ４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

２　いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」では，学校及び学校の教職員の責務（第８条）と，保護者の責務等（第９条）が定められています。

保護者の責務としては，保護する生徒がいじめを行うことのないよう，当該生徒に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや，保護

する生徒がいじめを受けた場合には，適切に当該生徒をいじめから保護すること，学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は，法に基づき，保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，生徒がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速に対処します。

（１）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから，何よりも，生徒をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

そのため，生徒が他の生徒や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し，活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。

また，未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて，日常の生徒の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し，どのような改善を行うのか，どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど，PDCAサイクル（取組の計画ー実行ー点検ー見直し）に基づいた取組を行います。

（２）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，たとえ，ささいな兆候であっても，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを軽視することなく，積極的に認知します。

また，日頃から教職員による見守り活動を行うなど，生徒が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い，情報の共有に努めます。

（３）いじめへの対処

いじめを発見したり，通報を受けたりした場合は，特定の教職員で抱え込まず，速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた生徒を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度でいじめた生徒を指導します。当該保護者の協力を得て，必要に応じて関係機関等と連携を図るなど，学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

Ⅱ　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

１　学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」第１３条では，「学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定めています。

本校では，教職員一人一人が，いじめは絶対に許されない，いじめは卑怯な行為である，いじめはどの子どもにも，どの学校でも起こりうるとの認識を持ち，家庭，地域住民，関係機関等と連携し，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため，「いじめ防止対策推進法」に基づき，「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は，年間の学校教育全体を通じて，いじめの防止や早期発見，事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう，いじめの防止等の方針や，具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム*P１３参照），早期発見・事案対処マニュアル*P8参照に基づく取組，ＰＤＣＡサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

２　いじめ防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第２２条では，「学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また，「国の基本方針」では，「法第２２条は，学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため，組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」，「組織的対応の中核として機能するような体制を，学校の実情に応じて決定する」，「必要に応じて，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では，いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく，組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし，いじめの防止や早期発見，対処について，より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため，法に基づき，校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については，「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム*P13参照）の作成や

実施の際に，生徒や保護者の代表，地域住民の代表として学校運営協議会などを加えて組織[P4 対策組織＊1]を構成し，いじめへの対処等は，必要に応じて，スクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え[P4 対策組織＊2]，組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（１）組織の役割

①未然防止

ア）いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア）いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ）いじめの早期発見・事案対処のための，いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関係生徒に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ）いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア）本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，PDCA

イ）いじめの防止等に係る校内研修の企画，計画的な実施

ウ）本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

（２）いじめ対策組織

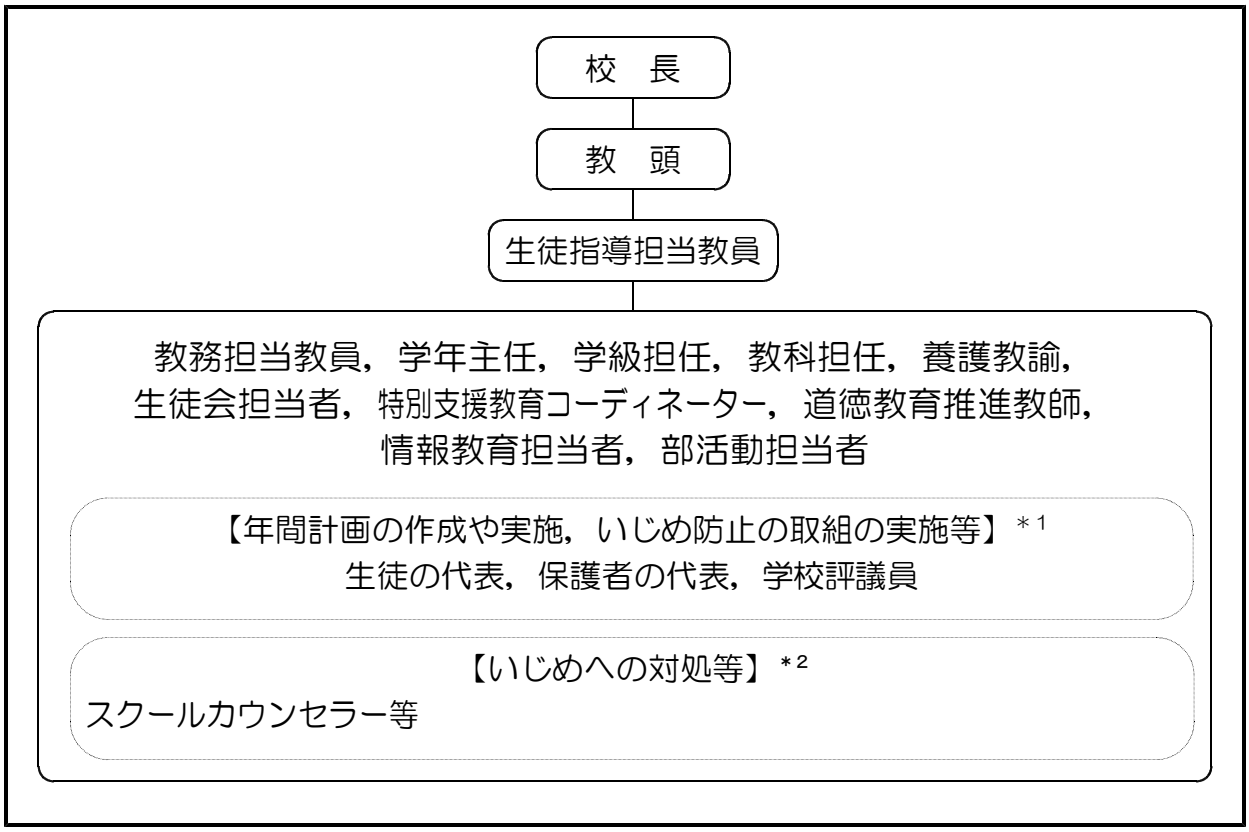

３　いじめの防止等に関する措置

（１）いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解

ア）いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。

イ）いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

ア）教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ）幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア）いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。

イ）教職員の不適切な認識や言動が，生徒を傷付けたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

④自己有用感※1や自己肯定感※2をはぐくむ指導の充実

ア）教育活動全体を通じ，生徒が活躍でき，他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し，生徒の自己有用感を高めるよう努めます。

イ）自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

ウ）自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1　自己有用感･･･他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2　自己肯定感･･･「自分はよいところがある」，「自分は〇〇ができる」など，自らを積極的に評価できる感情

⑤生徒自らがいじめの未然防止について考え，取り組む指導の充実

ア）生徒自らが，いじめの問題について，主体的に考え，いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進めます。

イ）生徒会を中心とした取組を行う際に，全ての生徒が，いじめ防止の取組の意義を理解し，主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

ウ）生徒が傍観者とならず，学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

（２）早期発見のための措置

①日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチェックシート」＊P9参照の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。

②生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口＊P１０参照について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備します。

（３）いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア）遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止めさせます。

イ）いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき，日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」＊P9参照の活用など，いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。

ウ）生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察等関係機関と連携し，適切な援助を求めます。

②いじめられた生徒及びその保護者への支援

ア）いじめられた生徒から，事実関係の確認を迅速に行い，当該保護者に伝えます。

イ）いじめられた生徒の見守りを行うなど，いじめられた生徒の安全を確保します。

ウ）必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

ア）いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，いじめを止めさせ，その再発を防止します。

イ）いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，健全な人格の発達に向けた指導を行います。

ウ）事実関係の確認後，当該保護者に連絡し，以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，継続的な助言を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

ア）いじめを傍観していた生徒に，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせることはできない場合でも，誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ）学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという意識を深めます。

⑤インターネット上のいじめへの対応

ア）情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。

イ）学校ネットパトロールを実施し，早期発見に努めます。

ウ）不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。

（４）いじめの解消

①いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず，次の２つの要件が満たされている場合，解消と判断します。

ア）いじめられた生徒へのいじめとされた行為が，目安として少なくとも３か月止んでいる状態が，継続していること。

イ）いじめられた生徒本人及びその保護者に対し，面談等を行った結果，いじめられた生徒が，心身の苦痛を感じていないと認められること。

②観察の継続

ア）いじめが「解消している」状態とは，あくまでも一つの段階に過ぎないため，いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ，「いじめ発見・見守りチェックシート」＊P9参照を活用するなど，生徒や学級等の観察を注意深く続けます。

イ）いじめが解消していない段階では，いじめられた生徒を徹底的に守り通し，安全・安心を確保します。

４　本校が実施するいじめの防止等の取組

〇本校のいじめの実情及び令和２年度の目標

昨年度のいじめの認知件数は１件で，態様は「冷たくされる，無視，仲間はずれ」でした。発見は担任の先生で，即座に指導部として連携を図り，いじめ防止基本方針に基づいた組織的な対応により，いじめの解消率は１００％となりました。今後もいじめはどんな理由があっても許されることではないと言うことを全校生徒に自覚させ，安心して学校生活が送れるように教職員が組織的・継続的な取組を徹底していきます。

以上のような実態に基づき，今年度の重点教育目標「確かな学力と心身の健やかな成長を目指す創意に富む学校づくり」を踏まえ，基本方針に基づき，いじめの防止，早期発見，早期対応，早期解決を目指します。その際，全ての教職員・生徒・保護者・地域の方々がいじめの定義を理解した上で，いじめの積極的な認知を進め，一丸となっていじめ根絶の取組ができる体制作りに努めます。内容については，未然防止の取組として日常の授業を中心とした教育活動の充実を図ります。そのためにも，育成を目指す資質・能力を明確にした上で，生徒指導の機能を生かし，①【自己決定の場】～自分の考えをもたせる場②【自己存在感を与える場】～自分の考えを書いたり話したりしてみんなに示す場③【共感的人間関係をはぐくむ場】～「なるほどそういうことか」「話し合って良かった」と実感する場を設定していきます。学級活動では，生徒が安心できる居場所づくりとともに，気軽に悩みを打ち明けることができ，自分とは異なる他を認め合う絆づくりを進めます。道徳科では，重点内容項目を「思いやり」と「相互理解・寛容」として指導の充実を図ります。さらに，いじめ事案の対応については旭川市教育委員会や関係機関と連携し，スピード感をもって適切に対処を進めます。以上の取組について，いじめ対策組織を中心にＰ（計画）Ｄ（実行）Ｃ（評価）Ａ（改善）サイクルにより点検･見直しを図っていきます。

〇生徒が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ，全ての生徒を対象に，学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として，生徒同士が主体的にいじめの問題について考え，議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

⑴生徒会を中心に，いじめの問題等について話し合い，本校の実態に応じた，学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定します。
⑵生活・学習Ａｃｔサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。
⑶全ての生徒が，いじめ防止の取組の意義を理解し，主体的に参加できるよう工夫します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

○ 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
○ アンケート調査による発見
○ 学校以外の関係機関からの情報
○ 生徒（本人を除く）からの情報
○ 生徒（本人）の保護者からの情報
○ 養護教諭による発見
○ スクールカウンセラー等の相談員による発見
○ 本人からの訴え
○ 地域住民等からの情報
○ その他

⇩

【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

○ 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

⇩

【事実確認・方針決定】（いじめ対策組織における協議）

□事実関係の把握　□いじめ認知の判断　□指導方針の確認　□個別指導の検討
□役割分担(対応チームの編成)　□全教職員による共通理解の形成　□関係機関との連携

⇩

【いじめへの対処】（いじめ対策組織による対処）

○ いじめを受けた生徒への支援
○ 周囲の生徒への働きかけ
○ 教育委員会への報告
○ いじめを行った生徒への指導
○ いじめを受けた生徒の保護者への支援
○ いじめを行った生徒の保護者への助言
○ 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
○ 関係機関への相談（旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，警察等）
○ いじめの解消の判断

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校内	□いじめの行為から，徹底して守り通す。 □安全確保のための巡視体制を強化する。 □３か月を目安としたいじめ解消に向け，組織的に注視するとともに，継続して自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	□他者の人権を侵す行為であることに気付かせ，他者の痛みを理解させる。 □いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。	□周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 □自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	□いじめに関する事実経過を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	□事実経過を説明し，家庭における指導を要請する。 □いじめを受けた生徒及び保護者への謝罪について協議する。	□当該生徒及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意し，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

⇩

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析
□事実の整理，指導方針の再確認
□必要に応じて外部の専門家等による助言

○ 学校体制の改善・充実
□生徒指導体制の点検・改善
□教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等
□生徒理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実
□生徒の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の見直し
□豊かな心を育てる指導の工夫
□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を獲得させる指導など，授業改善の取組

○ 家庭，地域との連携強化
□教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
□アンケート，学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
□ＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加による生徒の豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックシート

年　組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　東鷹栖中学校いじめ防止推進委員会

朝の会・帰りの会	□遅刻・欠席・早退が増えた。 □顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。 □表情がさえない，おどおどしている，うつむいていること が多い。 □イライラして，物にあたる。
授業の開始時	□一人遅れて教室に入る。 □泣いていたり，泣いた形跡がある。 □机の上や中が汚されている。 □机や椅子が乱雑にされている。 □周囲が何となくざわついている。 □座席が替わっている。
授業中	□特定の生徒の名前が何度も話題になる。 □グループ分けや班活動で孤立しがちである。 □配付物がきちんと配られない。 □発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 □冷たい視線が注がれる。 □教科書やノートに落書きされる。 □保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	□職員室や保健室に頻繁に行く。 □先生の近くに居ることが多い。 □特定の生徒を避ける動きが見られる。 □一人でぽつんとしている。 □特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 □格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 □侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 □集団でトイレに行って，なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	□配膳すると嫌がられる。 □食べ物にいたずらされる。 □望まないおかずを多く盛られる。 □食べ物を他人に取られる。 □グループから外れて一人で食べる。
清掃時	□嫌な作業をいつもやらされる。 □最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	□急いで一人で帰る。 □先生に何か言いたそうにしている。 □他の生徒の分まで荷物を持たされる。 □部活動の後片付けを一人でやっている。 □部活動を休みがちになる。
その他	□成績が急に下がる。 □服が汚れていたり，不自然な乱れがある。 □理由がはっきりしていないあざや傷がある。 □日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。 □持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。 □教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。 □悪口を言われても，愛想笑いをする。 □人権を無視したようなあだ名を付けられる。

◆　生徒のささいな変化に気付き，気付いた情報は抱え込まず，学校いじめ対策組織において確実に共有し，速やかに対応を！
◆　日常の生徒とのふれあいを大切に！
◆　気付いたことを，5W1H（いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど，学校全体で早期発見を！

いじめを相談できる窓口

◆旭川市子ども総合相談センター
＜住　所＞
〒070-0040　旭川市10条通11丁目
＜電話番号＞
代　表　　０１６６－２６－５５００
子どもホットライン　０１２０－５２８５０６（こんにちはコール）
＜受付時間＞
月・木　　８：４５～２０：００
火・水・金　８：４５～１７：１５

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）
＜住　所＞
〒078-8502　旭川市宮前１条３丁目３番１５号（旭川合同庁舎）
＜電話番号＞
０１２０－００７－１１０（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）
〈受付時間〉
月～金　８：３０～１７：１５

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）
＜電話番号＞
０１２０－３８８２－５６
＜受付時間＞
毎日２４時間

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）
＜電話番号＞
０１６６－３１－５５１１
＜受付時間＞
月～金　９：００～１６：００

◆法テラス旭川
＜電話番号＞
０５０－３３８３－５５６６　＜受付時間＞月～金　９：００～１７：００

◆スクールカウンセラーへの相談
事前にお知らせください。
旭川市立東鷹栖中学校　ＴＥＬ５７－２２２１

Ⅲ　その他の留意事項

１　学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において，いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，教職員，生徒，保護者はもとより，学校運営協議会を活用するなどして幅広く評価を受け，反映させるよう努力します。

２　校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや，旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し，教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

３　校務の効率化

教職員が生徒と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう，管理職は，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整えるなど，校務の効率化を図ります。

４　地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに，年度始めの保護者懇談会等における説明により，家庭や地域に対して，いじめの問題の重要性について認識を広めます。また，学校だよりや学校ホームページ等を通じて，いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し，家庭や地域と共通理解を図り，緊密に連携します。

Ⅳ　重大事態への対処

1　重大事態とは

（1）いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（3）生徒や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

＊重大事態か否かの判断は，「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2　学校における重大事態の対処

（1）重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告し，「重大事態対応フロー図」[*3]に基づいて対応します。

（2）学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は，「学校いじめ対策組織」において実施し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。

（3）調査結果は，被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

3　重大事態対応フロー図

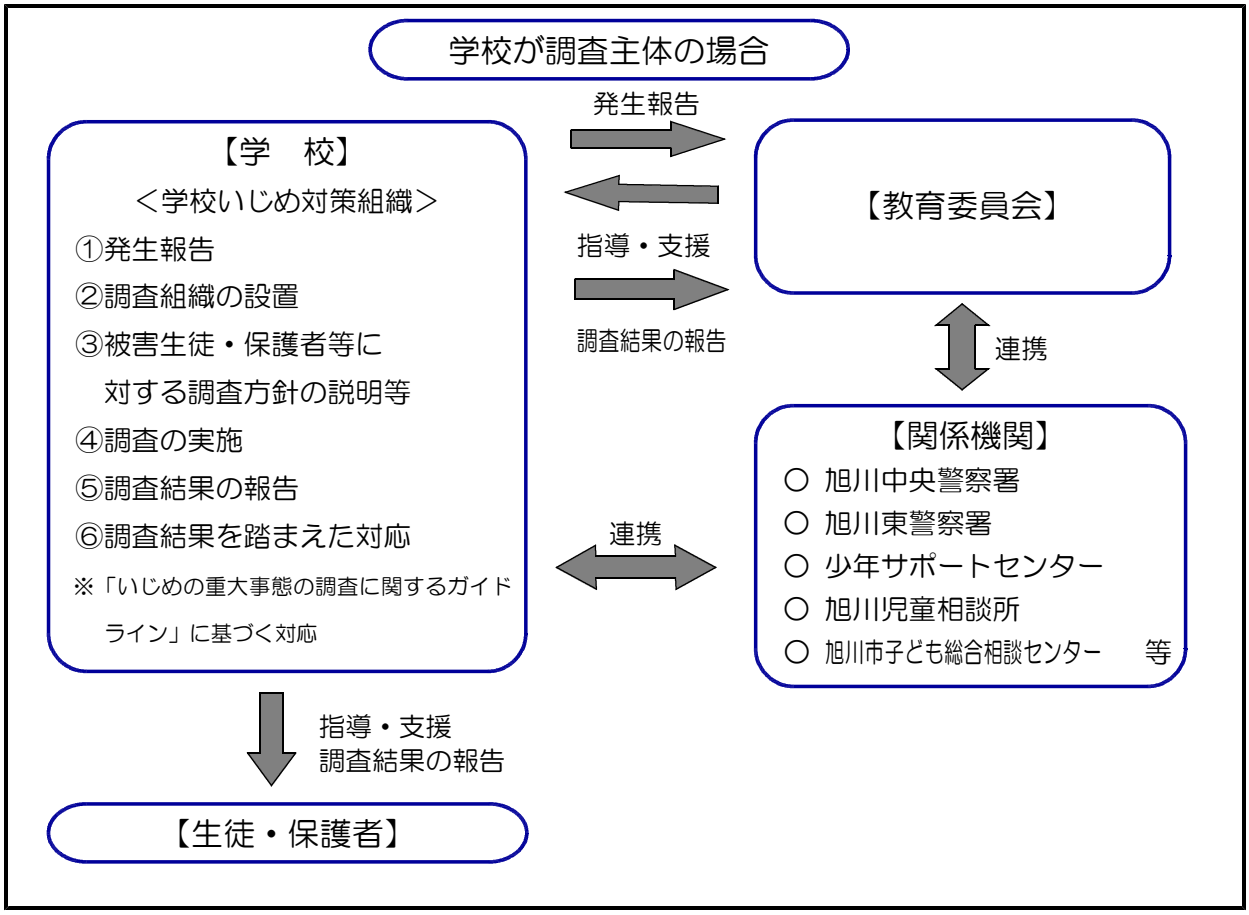

Ⅴ　学校いじめ防止プログラム

※別紙「東鷹栖中学校いじめ防止プログラム.pdf」を参照

＜別紙＞

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは，お子様が，保護者に心配をかけたくない，いじめられていることが恥ずかしい，いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え，事実を隠そうとすることにあります。

しかし，いじめられているお子様の言動には，何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば，いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に，少しでも気になることがあれば，担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第１段階　観察しましょう

□「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
□兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
□保護者への反発が強くなる。
□食欲がない。
□寝言などでうなされることがある。
□勉強に身が入ってないように見える。
□帰宅時に洋服が汚れていたり，破れていたりする。
□最近，よく物をなくす。
□学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い，具体的に答えない。
□メールやブログ等を今まで以上に気にする。
□友達から呼び出される。
□頭痛，腹痛を訴え，登校を渋る。
□学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き，破れ）
□保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き，破れ）
□学校行事に来ないでほしいと言う。
□学校からのプリントを見せない。
□放心状態でいることがよくある。
□何もしていない時間が多い。
□倦怠感，疲労，意欲の低下が見られる。
□無理に明るく振る舞っているように見える。

第２段階　いじめられている可能性を疑い，学校に相談しましょう

□「行ってきます」「ただいま」を言わない。
□気分の浮き沈みが激しい。
□兄弟姉妹にあたることが増える。

□理由もなくイライラする。
□食欲が無くなり，家族と一緒に食事をしない。
□成績やテスト結果が急に下がる。
□制服や衣服の汚れが顕著になる。
□物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
□学校のことを詳しく，具体的に聞こうとすると怒る。
□メールやブログ等を見ようとしない。
□いたずら電話がよくかかってくる。
□ちょっとした音に敏感になる。
□友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
□親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
□学校や友達の話題を避けるようになる。
□持ち物への落書きがある。
□衣服，制服，靴などを親の知らないところで自分で洗う。
□原因不明の頭痛，腹痛，吐き気，食欲低下等の身体症状が見られる。
□登校を渋る。
□身体を見せたがらない。
□外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第３段階　学校と連絡を取り合って対応しましょう。

□急に誰かを罵ったりする。
□かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
□身体に理由のはっきりしない傷跡があり，隠そうとする。
□身体にマジックによるいたずらがある。
□急に友達関係が変わる。
□友達から頻繁に呼び出される。
□学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
□悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
□部活動を休むことが多くなり，急にやめると言い出す。
□学校を転校したいと言い出す。
□金遣いが荒くなったり，保護者の金を持ち出したりするようになる。
□以前では考えられないような非行行動が見られる。
□自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
□日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。